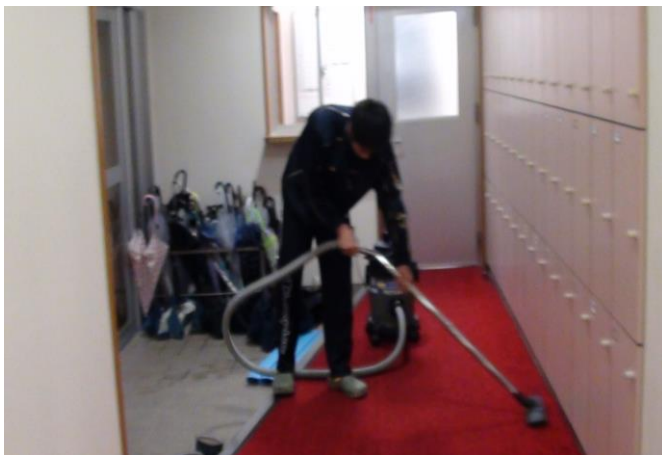


生徒寮「清流」

寮生活に関する資料



生徒寮「清流」の様子

所在地

〒939-1923 南砺市下梨2609-1

目 次

- 1 入寮について・・・P 2
- 2 日課表・・・P 3
- 3 寮生心得・・・P 4
- 4 質問にお答えします・・・P 5～8
- 5 生徒寮「清流」規則・・・P 9



生徒寮「清流」入寮について

1 入寮対象者について

- (1) 交通機関や、その他の事情で自宅からの通学が困難な生徒が入寮を希望した場合に許可されます。
- (2) 年度の途中でも、通学が困難な生徒には入寮が許可される場合があります。

2 入寮上の注意

- (1) 入寮許可期間は1年間ですが、次年度も希望する場合は入寮が継続できます。
- (2) 生徒寮管理規則、及び自治規則や寮生心得、日課を遵守してください。
- (3) 年度の途中で退寮を希望した生徒は、その年度内には再入寮できません。
- (4) 生徒指導上の事案により特別指導を受けた場合や、寮の規則に違反した場合は、退寮または一時退寮を命じられることがあります。
- (5) 金曜日や休日の前日に帰宅し、月曜日や休日の翌日に入寮します。
- (6) 部屋割については、学校側が決定します。

3 「入寮願」および「誓約書」について

- (1) 入寮を希望する場合は、「入寮願」及び「誓約書」を学校に提出してください。郵送・持参どちらでもかまいません。これらの書類が必要な場合は、学校へご連絡ください。

4 退寮について

年度の途中で退寮を希望する場合や、卒業時には「退寮願」を学校へ提出してください。

5 帰宅届について

金曜日や休日の前日以外に帰宅する際には、「帰宅届」(生徒記入)を学校へ提出してください。

生徒寮〔清流〕 日課表

時 間 帯	日 課	注 意 事 項
16:45	開寮	行事等により、時間の変更あり
17:00～20:00	入浴準備～入浴	
17:00	夕食準備	担当の班が準備を行う
17:30～19:45	夕食	
19:00	門限	
20:00～22:00	学習時間	他室への出入り禁止
22:05～	点呼・清掃	
	自由時間・就寝準備	
22:45	就寝・消灯（室灯）	学習活動に関しては延灯を認める場合もある (舎監の許可が必要)
6:45	起床・登校準備	
7:00～	朝食準備・自室清掃	担当班が食事の準備、他は清掃
	点呼・朝食	制服で点呼を受ける
8:00	登校	

※学校行事や部活動の関係で、日課変更するときもあります。

※生活全般の細かいことについては、入寮後の寮生会議時に伝えます。

寮 生 心 得

- 1 自分のことは自分です。他者に迷惑をかけない。
- 2 係の仕事は全体への奉仕である。責任を持ってやり遂げる。
- 3 あいさつを励行し、楽しい寮生活が送れるよう心がける。
- 4 就寝、起床、登校の時間を守る。
- 5 清掃を徹底する。
- 6 登校時は、各部屋の電源を切り、窓を施錠する。
- 7 各部屋へ寮の食器や寮の備品を持ち込まない。
- 8 各自の持ち物（お金、貴重品等）については、各自で責任を持って保管する。
- 9 学習時間は、他の部屋に出入りしない。
- 10 寮内では公共の場を除いて、男性女性共々それぞれの階や部屋への出入りはしない。
- 11 寮生として守るべき規則を破り、秩序を乱す者は退寮とする。

質問にお答えします

質問１：生徒寮での生活（日課）はどうなっていますか。

答：おおまかな日課は次の通りです。（詳細は３ページの日課表を参照してください。）

「朝」	6時45分	起床・登校準備
	7時	朝食準備・自室清掃（その後は点呼・朝食）
	8時	登校
「夜」	19時00分まで	帰寮（門限）
	19時45分まで	夕食
	20時まで	入浴
	20時から	学習時間（22時までの2時間）
	22時45分	就寝 ※学習を続ける場合は舎監の先生の許可をとる。

質問２：どのような心構え、準備が必要ですか。

答：基本的なマナーを各家庭で確認してください。入浴のマナー（かけ湯、体を拭いてあがる等）、ゴミの分別、自分の部屋の片付け、掃除、他人に迷惑をかけないような過ごし方など。また、近年、水道代・電気代・灯油代が増えています。省エネ（暖房、電器）や節水（水やシャワーの出しっぱなし）についても心がけてください。

質問３：家では洗濯をしたこともないのですが。

答：洗濯機と乾燥機を使って各自が行っています。

ただし、洗濯機や乾燥機は混み合うこともあるので、時には自宅へ持ち帰って洗濯することもあると思います。洗濯量を減らすため、毎日洗濯するものとそうでないものの区別、洗剤の量も確認してください。

質問４：少しでも勉強してほしいのですが。

答：毎日2時間、学習時間を設定してあります。さらに自由時間を使って勉強することもできます。

学習時間は、自分の部屋で予習や課題など学習をすることになっていますが、平日1時間、考査発表後は2時間食堂で勉強を教え合う「学び合い教室」も行っています。

本人の意志が大切ですが、「寮でなければまったく勉強しなかったと思う」と言う生徒もいます。

学習時間には、舎監の先生が部屋を巡回して様子を確認したり、質問に答えたりしています。

質問５：ひと部屋何人ですか。上級生といっしょの部屋になることはありますか。

答①：「ひと部屋２人」を基本にしています。大部屋は４人（最大で８人）入れます。

答②：２人部屋は、できるだけ同じ学年の生徒同士が同室になるように配慮しています。大部屋は、学年が混ざることもあります。一人ひとりの部屋が仕切られています。

１・２階は女子、３階は男子が使っています。

就寝の時間帯は男女の部屋で行き来がないように、センサー等で監視しています。

質問６：同室の人や他の寮生と仲良くできるでしょうか。

答：年に１、２回（基本的に学期ごと）部屋替えを予定しています。

お互いに少し我慢することもあります。協力し合って生活してください。

いろいろな人とコミュニケーションをとり、豊かな人間関係をつくってほしいものです。

また、寮生会議もあり、細かいルールなどは生徒同士で決めています。

「クリスマス会、人生講話、親子清掃」など、独自の行事を企画することもあります。

質問７：食事はどうなっていますか。

答：朝食と夕食は、生徒寮の食堂で食べます。

昼食は学校で給食を食べます。

朝食・夕食は食事当番を決めて配膳します。

食事は栄養価を考えて作られています。好き嫌いをせず、残さないで食べるようにしてください。

夜にお菓子やカップ麺等を食べ、朝食をあまり食べない生徒がいますが、規則正しい食生活が望まれます。

質問８：病気になった時が心配です。

答：すぐ近くに平診療所があります。

軽い怪我や風邪などは、診療所で診てもらうことができます。

診療所に対応できない場合は保護者の方に連絡し、他の病院等で診てもらうことになります。

また、発熱等必要に応じて保護者の方に連絡をとり、迎えに来てもらうこともあります。

睡眠をしっかりとるなど、自分で自分の健康を管理することが大切です。家庭で折にふれて話し合ってください。

質問9：生活に必要なもの（個人で用意するもの）は何ですか。

生徒寮にあるものは何ですか。

答①：個人で用意する必要があるものは、次のとおりです。

- ☐マスク※給食当番時に使用
- ☐スリッパ（サンダル可）
- ☐寝具（ふとん、毛布、枕など）
- ☐洗面具（歯ブラシ、歯磨き粉、タオルなど）
- ☐洗濯用品（洗剤、洗濯用ネット、カゴなど）
- ☐入浴用品（風呂桶、シャンプー、リンス、タオルなど）
※ゴミ削減のため詰め替え可能なものを使ってください。
- ☐下着や部屋着（華美でないもの）
- ☐ハンガー
- ☐学習用具（教科書、辞書、参考書）
- ☐学習用電気スタンド、本立て等
- ☐体温計、薬、常備薬など
- ☐衣装ケース（3段くらいのもが多いようです）
- ☐小遣いについて
 - ・近くには食料品店があります。ジュースやお菓子などを買うお金があれば十分です。
 - ・多額のお金はトラブルのもとです。余分なお金は持たないようにしてください。
 - ・TVや、電気毛布・電気ポットなど電気を熱に変換する器具の持ち込みは禁止しています。
 - ・ドライヤー等は許可していますが、ブレーカーの関係上居室以外で使用してください。

答②：生徒寮に備え付けてある主なものは、次の通りです。

- 机、椅子、ベッド、ロッカー
- 洗濯機、乾燥機（4～5台を共同で使用）
- 暖房（冷房は現在食堂のみ設置されていますが、今後順次各部屋に設置される予定です）
- 自動販売機（缶ジュース、炭酸飲料、お茶、コーヒー、スポーツ飲料等）
- 給茶器（お茶とお湯が自由に飲めます）
- 冷蔵庫（各階に1台ずつあり、共同で利用しています）
- テレビ（食堂にあります。個人では持ち込めません）

質問10：入寮に必要な書類は何ですか。

答：次の2つの書類を学校へ提出してください。

「入寮願」、「誓約書」

これらの用紙は学校にありますので、必要な方はお伝えください。

富山県立南砺平高等学校生徒寮〔清流〕規則（生徒用）

（目的）

第1条 この生徒寮は南砺平高等学校生徒寮〔清流〕と称する。本生徒寮は、交通機関やその他の事情で通学が困難な生徒が宿泊し、自律的な共同生活を通して自主的な学習習慣及び生活習慣を身に付けさせるとともに、友情、協力の精神を養うものである。

（遵守事項）

第2条 本規則第1条の目的に則り、入寮生徒は生徒寮管理規則、及び自治規則を守らなければならない。

（生徒寮管理規則）

第3条 生徒寮管理規則は次の通りである。

- (1) 入寮生徒は学校が示す校則に従うことはもちろん、別に示す寮生心得を守り、生徒寮〔清流〕規則に従って規則正しく、かつ楽しい共同生活を営み、自律的に勉学に励まなくてはならない。
- (2) 生徒寮の日課を別に定める。なお、勉学のため延滞を希望する場合は、当直舎監に申し出て、その許可を受ける。
- (3) 週末以外に帰宅するときは、必ず事前に寮生帰宅届を寮務主任まで届け出る。また、生徒寮に戻った際には、当直舎監にその旨を届け出る。
- (4) 入寮生徒は、原則として1、2年生は年度末に、3年生は学年末考査終了時に退寮しなければならない。入寮もしくは退寮を希望するものは、別紙様式による入寮・退寮願を寮務主任を経て学校長に提出しなくてはならない。また、一度希望して退寮したものは、同一年度内に再入寮をすることはできない。
- (5) 舎費・寮運営費・給食費は別に定める日までに所定の方法で納入しなければならない。
- (6) 入寮生徒同士の協議や決定機関、及び入寮生徒と職員の連絡調整機関として、寮生会議を置く。
- (7) 寮生会議には入寮生徒、及び寮務主任が出席する。
- (8) 寮生会議では、自治規則に関すること、及び日常生活に必要なことについて協議し、決定する。
- (9) 寮生会議は必要に応じて開催する。

（自治規則）

第4条 自治規則は入寮生徒が寮生会議を経て、次の事項について定めるものである。

- (1) 組織及び役員に関すること
- (2) 食事や清掃等の当番に関すること
- (3) その他、入浴順や洗濯順などの約束に関すること
- (4) 自治規則の変更に関すること

第5条 生徒寮は入寮生徒全員で組織し、生徒寮には次の役員を置く。

- (1) 寮長 1名
- (2) 副寮長 1名
- (3) 生活委員 6名（各学年・男女2名、その内委員長と副委員長各1名）

2 役員の任務、及び任期は次の通りである。

- (1) 寮長・副寮長・生活委員は互選する。
- (2) 寮長は、入寮生徒を代表し、生徒寮の運営を円滑にするよう務める。
- (3) 副寮長は、寮長を補佐し、寮長不在の場合はこれに代わる。また、寮長・副寮長共 不在の場合は、役員と寮務主任が適任者を選出し、これに代わる。
- (4) 寮長・副寮長は第4条の事項の立案・実行の中心となる。ただし、美化活動においては、生活委員が中心となる。
- (5) 役員の任期は基本3学期から次年度の2学期までとするが、必要に応じて寮生会議を経て変更することができる。
- (6) 第1条の目的を達成するための諸企画を実施する場合は、寮長・副寮長を通じ、寮生会議を経て決定する。

第6条 自治規則の変更に関しては、入寮生徒の4分の3以上の賛成を得なければならない。

（補則）

第7条 この規則は令和2年4月1日より施行する。

(昭和48年 4月1日制定)
(平成 元年 4月1日改定)
(平成 7年 4月1日改定)
(平成13年 1月9日改定)
(平成23年 12月9日改定)
(令和 2年 4月1日改定)